



# 島根県報

平成18年 3月31日 (金)  
号外第 26 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
退職手当支給細則の一部を改正する規則	( " )	12
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則	( " )	14

### 公布された条例等のあらまし

#### 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第25号)

##### 1 規則の概要

- (1) 基礎在職期間に含めるべき期間を定めることとした。(第4条の4関係)
- (2) 退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等を定めることとした。(第4条の7関係)
- (3) 基礎在職期間に職員としての在職期間以外の期間が含まれる者の取扱いを定めることとした。(第4条の8関係)
- (4) 退職手当の調整額に関する職員の区分を定めることとした。(第4条の9・別表第1関係)
  - ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の職員の区分
  - イ 平成18年4月1日以後の職員の区分
- (5) 調整月額に順位を付す方法等を定めることとした。(第4条の10関係)
- (6) その者の非違により退職した者で退職手当の調整額を支給しないものについて定めることとした。(第5条の4関係)
- (7) 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正
- (8) その他規定の整理

##### 2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

#### 退職手当支給細則の一部を改正する規則 (規則第26号)

##### 1 規則の概要

- (1) 退職手当算定調書を改正することとした。(様式第1号関係)
- (2) その他規定の整理

##### 2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

#### 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則 (規則第27号)

##### 1 規則の概要

施行日前日に職員以外のもので在職していた者の施行日前日における給料月額に相当する額については、知事が定めるところにより、職員として在職していたものとみなした場合にその者が施行日前日に受けるべき給料月額とすることとした。

##### 2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

## 規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第25号

#### 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「退職の日において」を削る。

第4条の見出しを「（条例第4条第1項に規定するその者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする事由により退職した者）」に改め、同条第1号中「20年」を「11年」に改め、同条第2号中「勤務公署」を「25年未満の期間勤続し、勤務公署」に改め、同条第3号中「20年」を「11年」に改める。

第4条の2の見出しを「（定数の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者等）」に改め、同条第1項中「であって、」を「として」に改め、同条第2項第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 25年以上勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの

第4条の4第1項中「第4条の3」を「第4条の4」に、「第4条の2第2項第2号」を「次」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第4条の2第2項第2号及び第3号に掲げる者

(2) 特定減額前給料月額が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表6号俸の額に相当する額以上である者

第4条の4第2項及び第3項中「第4条の3」を「第4条の4」に改め、同条第4項中「第4条の3」を「第4条の4の規定により読み替えて適用する条例第4条の2第1項」に、「同条に規定する当該給料月額」を「退職日給料月額」に改め、「島根県条例第1号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、「特7号給」を「特4号給」に改め、同条に次の1項を加える。

5 条例第4条の4の規定により読み替えて適用する条例第4条の3第1項各号に規定する知事が定める割合は、100分の2（特定減額前給料月額が給与条例の医療職給料表(1)の4級の特4号給の額に相当する額以上である場合には、100分の1）とする。

第4条の4を第4条の5とし、第4条の3の次に次の1条を加える。

（基礎在職期間）

第4条の4 条例第4条の3第2項第5号に規定する知事が別に定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

(1) 条例第5条の4第6項の規定を適用して職員としての在職期間を計算する場合における移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間

(2) 条例附則第10項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間

(3) 条例附則第11項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本国有鉄道の職員としての在職期間

(4) 条例附則第12項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間

- (5) 条例附則第13項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本国有鉄道の職員としての在職期間、事業団の職員としての在職期間及び公団の職員としての在職期間
  - (6) 条例附則第21項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間
  - (7) 第 5 条第 2 項に規定する再び職員となった者の同項に規定する職員以外の公務員としての引き続いた在職期間
  - (8) 第 5 条第 3 項の規定を適用して職員としての在職期間を計算する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
  - (9) 第 5 条第 4 項の規定を適用して職員としての在職期間を計算する場合における先の職員以外の公務員としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の公務員としての引き続いた在職期間
  - (10) 第 5 条第 5 項の規定を適用して職員としての在職期間を計算する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
  - (11) 第 5 条第 6 項の規定を適用して職員としての在職期間を計算する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
  - (12) 第 5 条第 7 項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
  - (13) 第 5 条第 8 項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
  - (14) 第 5 条第 9 項の規定を適用して職員としての在職期間を計算する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
  - (15) 第 5 条の 3 第 1 項に規定する再び職員となった者の同項に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
  - (16) 第 5 条の 3 第 2 項に規定する再び職員となった者の同項に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
  - (17) 第 5 条の 3 第 3 項の規定を適用して職員としての在職期間を計算する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
  - (18) 第 5 条の 3 第 4 項の規定を適用して職員としての在職期間を計算する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
  - (19) 第 5 条の 3 第 5 項の規定を適用して職員としての在職期間を計算する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
  - (20) 第 5 条の 3 第 6 項の規定を適用して職員としての在職期間を計算する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- 第 4 条の 5 の次に次の 5 条を加える。

( 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の最高限度額を計算する場合に退職日給料月額に乗じる割合等 )

第 4 条の 6 条例第 4 条の 8 の規定により読み替えて適用する条例第 4 条の 6 に規定する知事が定める割合は、前条第 4 項に規定する割合とする。

2 条例第 4 条の 8 の規定により読み替えて適用する条例第 4 条の 7 各号に規定する知事が定める割合は、前条第 5 項に規定する割合とする。

( 条例第4条の9第1項に規定する休職月等 )

第4条の7 条例第4条の9第1項に規定する知事が別に定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。) 当該休職月等
- (2) 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業をいう。以下同じ。)により現実に職務に従事することを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)のあった休職月等 退職した者が属していた条例第4条の9第1項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等(前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。) 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

( 基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い )

第4条の8 退職した者の基礎在職期間に条例第4条の3第2項第2号から第5号までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における条例第4条の9第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
- (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員(当該従事していた職務が別に定めるものであったときは、別に定める職務に従事する職員)

( 職員の区分 )

第4条の9 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表第1ア又はイの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

( 調整月額に順位を付す方法等 )

第4条の10 前条(第4条の8の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

第 5 条の 4 第 3 号中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同条を第 5 条の 5 とし、第 5 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(その者の非違により退職した者)

第 5 条の 4 条例第 6 条第 2 項第 2 号に規定する知事が定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して 3 月前までに当該非違を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

別表中「別表」を「別表第 2 (附則第22項関係)」に改め、同表を別表第 2 とし、同表の前に次の 1 表を加える。

別表第 1 (第 4 条の 9 関係)

ア 平成 8 年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第 1 号区分	平成 8 年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間において、一般職給与法の指定職俸給表 9 号俸の額に相当する額以上の給料月額を受けていた者
第 2 号区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 8 年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間において適用されていた給与条例(以下「平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者で同表 4 級の特 1 号級から特 7 号級までの給料月額を受けていたもの</li> <li>2 平成 8 年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間において適用されていた県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第 6 号。以下「平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の県立学校給与条例」という。)の大学教育職給料表の適用を受けていた者で同表 4 級の特 1 号級から特 7 号級までの給料月額を受けていたもの</li> <li>3 平成15年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間において適用されていた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第 7 号。以下「平成15年 4 月以後平成18年 3 月以前の任期付研究員条例」という。)第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表第 6 号給の給料月額を受けていたもの</li> <li>4 平成15年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間において適用されていた一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第 8 号。以下「平成15年 4 月以後平成18年 3 月以前の任期付職員条例」という。)第 4 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表第 7 号給の給料月額を受けていたもの</li> <li>5 平成 8 年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間において、一般職給与法の指定職俸給表 8 号俸に相当する額を超える額の給料月額を受けていた者(第 1 号区分の項に掲げる者を除く。)</li> </ol>
第 3 号区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの</li> <li>2 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもののうち知事の定めるもの</li> <li>3 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの(第 2 号区分の項第 1 号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</li> <li>4 平成15年 4 月以後平成18年 3 月以前の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 5 号給の給料月額を受けていたもの</li> <li>5 平成15年 4 月以後平成18年 3 月以前の任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 6 号給の給料月額を受けていたもの</li> </ol>
第 4 号区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</li> <li>2 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属す</li> </ol>

る職務の級が10級であったもの

3 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの

4 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第1号及び第3号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの

5 平成8年4月以後平成18年3月以前の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち知事の定めるもの

6 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の市町村立学校給与条例」という。)の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち知事の定めるもの

7 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの

第5号区分

1 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの

2 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの

3 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第3号区分の項第2号及び第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。)

4 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第1号、第3号区分の項第3号及び第4号区分の項第4号に掲げる者を除く。)

5 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの

6 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの

7 平成8年4月以後平成18年3月以前の県立学校給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの

8 平成8年4月以後平成18年3月以前の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの

9 平成8年4月以後平成18年3月以前の市町村立学校給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第6号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの

10 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの

11 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの

第 6 号区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの</li> <li>2 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの</li> <li>3 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</li> <li>4 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</li> <li>5 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</li> <li>6 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</li> <li>7 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</li> <li>8 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の県立学校給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの(第 2 号区分の項第 2 号及び第 5 号区分の項第 7 号に掲げる者を除く。)</li> <li>9 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの(第 4 号区分の項第 5 号及び第 5 号区分の項第 8 号に掲げる者を除く。)</li> <li>10 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の市町村立学校給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの(第 4 号区分の項第 6 号及び第 5 号区分の項第 9 号に掲げる者を除く。)</li> <li>11 平成15年 4 月以後平成18年 3 月以前の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 3 号給の給料月額を受けていたもの</li> <li>12 平成15年 4 月以後平成18年 3 月以前の任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 3 号給の給料月額を受けていたもの</li> </ol>
第 7 号区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</li> <li>2 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</li> <li>3 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</li> <li>4 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち知事の定めるもの</li> <li>5 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち知事の定めるもの</li> <li>6 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもののうち知事の定めるもの</li> <li>7 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもののうち知事の定めるもの</li> <li>8 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の県立学校給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた</li> </ol>

	<p>者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>9 平成8年4月以後平成18年3月以前の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>10 平成8年4月以後平成18年3月以前の市町村立学校給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>11 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表2号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>12 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給又は2号給の給料月額を受けていたもの</p>
第8号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>3 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>4 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第7号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>5 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第5号に掲げる者を除く。)</p> <p>6 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第7号区分の項第6号に掲げる者を除く。)</p> <p>7 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第7号区分の項第7号に掲げる者を除く。)</p> <p>8 平成8年4月以後平成18年3月以前の県立学校給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>9 平成8年4月以後平成18年3月以前の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>10 平成8年4月以後平成18年3月以前の市町村立学校給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>11 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年島根県規則第55号。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の技能労務職員規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>12 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給の給料月額を受けていたもの</p>
第9号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事の定めるもの又は4級若しくは5級であったもの</p> <p>3 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第8号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>4 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>

	<p>る職務の級が 2 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>5 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>6 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級又は 4 級であったもの</p> <p>7 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>8 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の県立学校給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>9 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの(第 8 号区分の項第 9 号に掲げる者を除く。)</p> <p>10 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の市町村立学校給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの(第 8 号区分の項第10号に掲げる者を除く。)</p> <p>11 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の技能労務職員規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの(第 8 号区分の項第11号に掲げる者を除く。)</p> <p>12 平成15年 4 月以後平成18年 3 月以前の任期付研究員条例第 5 条第 2 項の給料表の適用を受けていた者</p>
第10号区分	第 1 号区分から第 9 号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

## イ 平成18年 4 月 1 日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第 1 号区分	平成18年 4 月 1 日以後において、一般職給与法の指定職俸給表 6 号俸の額に相当する額以上の給料月額を受けていた者
第 2 号区分	<p>1 平成18年 4 月 1 日以後適用されている給与条例(以下「平成 8 年 4 月以後の給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者で同表 4 級の特 1 号級から特 4 号級までの給料月額を受けていたもの</p> <p>2 平成18年 4 月 1 日以後適用されている県立学校の教育職員の給与に関する条例(以下「平成18年 4 月以後の県立学校給与条例」という。)の大学教育職給料表の適用を受けていた者で同表 4 級の特 1 号級から特 4 号級までの給料月額を受けていたもの</p> <p>3 平成18年 4 月 1 日以後適用されている一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「平成18年 4 月以後の任期付研究員条例」という。)第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表第 6 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>4 平成18年 4 月 1 日以後適用されている一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「平成18年 4 月以後の任期付職員条例」という。)第 4 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表第 7 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>5 平成18年 4 月 1 日以後において、一般職給与法の指定職俸給表 4 号俸に相当する額を超える額の給料月額を受けていた者(第 1 号区分の項に掲げる者を除く。)</p>
第 3 号区分	<p>1 平成18年 4 月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級であったもの</p> <p>2 平成18年 4 月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>3 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4</p>

	<p>級であったもの（第2号区分の項第1号に掲げる者を除く。）のうち知事の定めるもの</p> <p>4 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>5 平成18年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給の給料月額を受けていたもの</p>
第4号区分	<p>1 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>2 平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>3 平成18年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち知事の定めるもの</p> <p>4 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第1号及び第3号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち知事の定めるもの</p> <p>5 平成18年4月以後の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>6 平成18年4月以後適用されている市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（以下「平成18年4月以後の市町村立学校給与条例」という。）の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>7 平成18年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの</p>
第5号区分	<p>1 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>2 平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>3 平成18年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第2号区分の項第1号、第3号区分の項第2号及び第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>4 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第3号区分の項第3号及び第4号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</p> <p>5 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>6 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>7 平成18年4月以後の県立学校給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち知事の定めるもの</p> <p>8 平成18年4月以後の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第4号区分の項第5号に掲げる者を除く。）のうち知事の定めるもの</p> <p>9 平成18年4月以後の市町村立学校給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第4号区分の項第6号に掲げる者を除く。）のうち知事の定めるもの</p>

	<p>10 平成18年 4 月以後の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 4 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>11 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 4 号給の給料月額を受けていたもの</p>
第 6 号区分	<p>1 平成18年 4 月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>2 平成18年 4 月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</p> <p>3 平成18年 4 月以後の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>4 平成18年 4 月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>5 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>6 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>7 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>8 平成18年 4 月以後の県立学校給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの(第 2 号区分の項第 2 号及び第 5 号区分の項第 7 号に掲げる者を除く。)</p> <p>9 平成18年 4 月以後の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの(第 4 号区分の項第 5 号及び第 5 号区分の項第 8 号に掲げる者を除く。)</p> <p>10 平成18年 4 月以後の市町村立学校給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの(第 4 号区分の項第 6 号及び第 5 号区分の項第 9 号に掲げる者を除く。)</p> <p>11 平成18年 4 月以後の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 3 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>12 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 3 号給の給料月額を受けていたもの</p>
第 7 号区分	<p>1 平成18年 4 月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>2 平成18年 4 月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>3 平成18年 4 月以後の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>4 平成18年 4 月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>5 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>6 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5</p>

	<p>級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>7 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>8 平成18年 4 月以後の県立学校給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>9 平成18年 4 月以後の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>10 平成18年 4 月以後の市町村立学校給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>11 平成18年 4 月以後の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 2 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>12 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 1 号給又は 2 号給の給料月額を受けていたもの</p>
第 8 号区分	<p>1 平成18年 4 月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>2 平成18年 4 月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>3 平成18年 4 月以後の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>4 平成18年 4 月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの(第 7 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。)</p> <p>5 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの(第 7 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。)</p> <p>6 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの(第 7 号区分の項第 6 号に掲げる者を除く。)</p> <p>7 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>8 平成18年 4 月以後の県立学校給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの</p> <p>9 平成18年 4 月以後の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>10 平成18年 4 月以後の市町村立学校給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>11 平成18年 4 月 1 日以後適用されている技能労務職員規則(以下「平成18年 4 月以後の技能労務職員規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>12 平成18年 4 月以後の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 1 号給の給料月額を受けていたもの</p>
第 9 号区分	<p>1 平成18年 4 月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>2 平成18年 4 月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち知事の定めるもの又は 4 級であったもの</p>

	3 平成18年 4 月以後の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの(第 8 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。)
	4 平成18年 4 月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち知事の定めるもの
	5 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であったもののうち知事の定めるもの
	6 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級又は 4 級であったもの
	7 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級又は 4 級であったもの(第 8 号区分の項第 7 号に掲げる者を除く。)
	8 平成18年 4 月以後の県立学校給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であったもののうち知事の定めるもの
	9 平成18年 4 月以後の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの(第 8 号区分の項第 9 号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの
	10 平成18年 4 月以後の市町村立学校給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの(第 8 号区分の項第10号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの
	11 平成18年 4 月以後の技能労務職員規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの(第 8 号区分の項第11号に掲げる者を除く。)
	12 平成18年 4 月 1 日以後の任期付研究員条例第 5 条第 2 項の給料表の適用を受けていた者
第10号区分	第 1 号区分から第 9 号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

## 附 則

## ( 施行期日 )

1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

( 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正 )

2 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(昭和48年島根県規則第54号)の一部を次のように改正する。

附則第20項中「附則第11項若しくは附則第13項又はこの規則」を「第11項若しくは第13項又は」に、「第 3 条から第 4 条の 2 」を「第 2 条の 2 及び第 4 条の10」に、「この規則附則第 5 項」を「附則第 5 項」に改め、同項の表附則第19項の規定の適用を受ける者の項中「附則第19項」を「前項」に改める。

附則第21項中「附則第11項」を「第11項」に改め、「この規則」を削り、「附則第19項」を「第19項」に、「第 3 条から第 4 条の 2 の」を「第 2 条の 2 及び第 4 条の10の」に、「第 3 条から第 4 条の 2 まで及び第 4 条の 5 」を「第 2 条の 2 から第 4 条の 4 まで及び第 4 条の 6 から第 4 条の10まで」に、「附則第 8 項」を「第 8 項」に、「附則第12項」を「第12項」に改める。

附則第22項中「この規則」を削り、「附則第19項」を「第19項」に、「第 3 条から第 4 条の 2 まで」を「第 2 条の 2 及び第 4 条の10」に、「第 3 条から第 4 条の 3 まで及び第 4 条の 5 」を「第 2 条の 2 から第 4 条の 4 まで及び第 4 条の 6 から第 4 条の10まで」に、「附則第 8 項まで」を「第 8 項まで」に、「附則第14項」を「第14項」に、「附則第 7 項」を「第 7 項」に改める。

退職手当支給細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第26号

退職手当支給細則の一部を改正する規則

退職手当支給細則（昭和29年島根県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条から第4条の2」を「第2条の2及び第4条の10」に改める。

様式第1号表面を次のように改める。

様式第 1 号 (第 1 条関係)

退 職 手 当 算 定 調 書

(表 面)

退職時の身分		退職時の職名		退職時の勤務場所			
氏 名		生 年 月 日					
現 住 所							
退職時の 給与支出科目							
退職年月日		年 月 日	退職事由				
勤続期間		年 月	適用条項	条例第 条 第 項			
退職時の 給料月額 (a)	給料表	職 ( )	給 料	円	(日額) × 21日 = 円 円		
		級 号級	給料の調整額	円			
			計	円			
1 一 般 の 退 職 手 当							
手 当 額 の 算 出 区 分	区 分		退職時の給料月額等(A)		支給率 (B)	退職手当額	
	基本 額	条例第 条 第 項 に該当する者	(a)	円	本則率	(A) × (B)  円	
			加算額 (第4条の4)	((a) × 2% × 年) 円	割増率		
			計	円	除算率		
				円	× -		
	調整 額	(計算欄) 調整月額 円 × 月 = 円 調整月額 円 × 月 = 円				(C)  円	
	退職手当額 (A) × (B) + (C)					円	
	区 分		退職時の給料月額等(A)		支給率 (B)		退職手当額
		条例第 4 条の10第 1 項に該 当する者(最低保障額)	(a)	円			(A) × (B)  円
			扶養手当	円			
			地域手当	円			
			計	円			
(経過措置) 平成18年改正条例附則第 2 項	勤続期間	年 月	本則率	(ア) × (イ)  円			
	給料表	職 ( )	割増率				
	級号給	級 号給	除算率				
	給料月額 (H18.3.31)	(ア) 円	× - (イ)				
(経過措置) 平成18年改正条例附則第 4 項	勤続期間	年 月	本則率	(ア) × (イ) - (ウ)  円			
	給料表	職 ( )	割増率				
	級号給	級 号給	除算率				
	給料月額 (H18.3.31)	(ア) 円	× - (イ)				
	控除額	(ウ)	円				
退 職 手 当 支 給 額						円	
勤 続 期 間 の 内 訳	在 職 期 間	年 月 日		職 名 等		在 職 年 月 数	
		自	年 月 日			年 月	
		至	年 月 日			年 月	
		自	年 月 日			年 月	
		至	年 月 日			年 月	
	計					年 月	
	除 算 期 間	年 月 日		事 由		年 月 除算年月	
		自	年 月 日			年 月 年 月	
		至	年 月 日			年 月 年 月	
		自	年 月 日			年 月 年 月	
至		年 月 日	年 月 年 月				
手当額算定の基礎となる勤続期間						年 月	

様式第1号裏面及び様式第4号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第27号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則

(条例附則第3項の規定により読み替えて適用する附則第2項に規定する知事が別に定める額)

第1条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年島根県条例第5号。以下「改正条例」という。)

附則第3項の規定により読み替えて適用する附則第2項に規定する知事が別に定める額は、職員のうち新条例第5条第5項及び第5条の4第1項から第3項までの規定により新条例第4条の3第2項第2号から第5号までの規定に規定する期間が新条例第5条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれるものであって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが、知事の定めるところにより、その者の職員以外の公務員及び特定一般地方独立行政法人としての在職期間において職員の退職手当に関する条例(昭和29年島根県条例第8号)第1条の2第1項に規定する職員として在職していたものとみなした場合に、その者が改正条例の施行の日の前日に受けるべき給料月額とする。

(条例附則第5項の規定により読み替えて適用する附則第4項に規定する知事が別に定める額)

第2条 改正条例附則第5項の規定により読み替えて適用する附則第4項に規定する知事が別に定める額は、前条に規定する給料月額とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。